

兵庫県公報

令和7年7月29日 火曜日 第638号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区役員の就任の届出（同）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土地改良区の解散認可（同）	7
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	7
○ 保安林の指定予定（治山課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 保安林の指定の解除予定（同）	11
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	12
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	12
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	12
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	13
○ 平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	14
○ 平成31年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 平成29年兵庫県告示第192号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 平成28年兵庫県告示第256号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（同）	15
○ 阪神間都市計画学校事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	15
○ 阪神間都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	16
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	16
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17
○ 同 上（同）	17
企業庁公告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い	18
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始の決定	19
教育委員会公告	
○ 入札公告	23

○ 同 上	25
○ 同 上	27
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	30
正 誤	
○ 令和5年3月31日付け兵庫県公報第10号外中	31
○ 令和7年3月28日付け兵庫県公報号外中	31

告 示

兵庫県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

伊丹大鹿土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 原 勲	伊丹市大鹿5丁目61番地
同	坂 上 努	同 市大鹿5丁目26番地
同	武 田 伸 晃	同 市大鹿5丁目44番地
同	石 橋 清	同 市大鹿5丁目10番地
同	九 鬼 正 之	同 市大鹿2丁目66番地
同	武 田 利 治	同 市大鹿2丁目85番地
監 事	佐々木 清 之	同 市大鹿7丁目28番地
同	坂 上 至	同 市大鹿7丁目54番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 橋 清	伊丹市大鹿5丁目10番地
同	坂 上 努	同 市大鹿5丁目26番地
同	武 田 伸 晃	同 市大鹿5丁目44番地
同	九 鬼 正 之	同 市大鹿2丁目66番地
同	杉 村 昌 男	同 市大鹿5丁目51番地 1
同	武 田 耕 一	同 市大鹿5丁目59番地
監 事	佐々木 清 之	同 市大鹿7丁目28番地
同	坂 上 至	同 市大鹿7丁目54番地



兵庫県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

東高室土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 尾 義 三	加西市北条町東高室706番地の1
同	富 田 正 勝	同 市北条町東高室253番地の2
同	中 野 勝 則	同 市北条町東高室13番地
同	中 野 由 廣	同 市北条町東高室773番地

同	大 西 宏 之	同	市北条町東高室330番地の12
監 事	山 田 勝	同	市北条町東高室54番地の1
同	高 尾 嘉 宏	同	市北条町東高室1076番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 尾 義 三	加西市北条町東高室706番地の1
同	富 田 正 勝	同 市北条町東高室253番地の2
同	中 野 勝 則	同 市北条町東高室13番地
同	中 野 由 廣	同 市北条町東高室773番地
同	大 西 宏 之	同 市北条町東高室330番地の12
監 事	山 田 勝	同 市北条町東高室54番地の1
同	高 尾 嘉 宏	同 市北条町東高室1076番地



兵庫県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

加古川市北部土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 田 章 代	加古川市上荘町薬栗377番地の1
同	吉 岡 小百合	同 市上荘町都染431番地



兵庫県告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

西脇市西脇土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	笹 倉 忠 三	西脇市寺内70番地
同	平 田 高 夫	同 市大垣内331番地の1
同	稲 垣 静 雄	同 市大垣内311番地の1
同	白 井 茂 樹	同 市上戸田124番地の1
同	原 田 一 記	同 市津万308番地
同	松 尾 泰 幸	同 市嶋367番地の2
同	稲 垣 忠 弘	同 市大垣内359番地
同	笹 倉 孝 一	同 市寺内123番地の1
同	藤 原 洋	同 市西嶋65番地の1
同	竹 中 裕 貴	同 市蒲江462番地
同	藤 原 正 彦	同 市坂本385番地
同	横 山 雅 祥	同 市大野436番地
監 事	浦 上 則 雄	同 市大野539番地の138
同	福 井 寛 行	同 市大垣内44番地の2
同	宮 崎 博 行	同 市坂本453番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	笹 倉 忠 三	西脇市寺内70番地
同	平 田 高 夫	同 市大垣内331番地の1
同	稲 垣 静 雄	同 市大垣内311番地の1
同	白 井 茂 樹	同 市上戸田124番地の1
同	藤 田 尚 幸	同 市津万195番地
同	徳 岡 雅 明	同 市嶋411番地の5
同	平 田 滋	同 市大垣内320番地の1
同	笹 倉 憲 二	同 市寺内116番地
同	藤 原 昭 人	同 市西嶋148番地の1
同	和 田 拓 也	同 市蒲江319番地
同	木 戸 清 和	同 市坂本443番地の2
同	東 智 之	同 市大野531番地
監 事	高 岡 利 幸	同 市上戸田59番地の2
同	稲 垣 忠 弘	同 市大垣内359番地
同	宮 崎 博 行	同 市坂本453番地の1



兵庫県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県東播土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	繁 本 雅 和	加東市森792番地1
同	土 江 直 幸	同 市多井田569番地
同	壺 井 弘 次	同 市上田763番地
同	近 都 登志人	小野市葉多町558番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	井 上 恵 子	小野市浄谷町1554番地の1
同	西 尾 寛 行	同 市広渡町4番地の2
同	岩 崎 周太郎	同 市北丘町120番地
同	藤 本 一 信	加東市山国942番地2



兵庫県告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

印南北池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 田 武 志	加古郡稲美町印南920番地の2
同	西 川 富 男	同 郡同 町印南867番地の1
同	中 岡 浩 希	同 郡同 町印南847番地の14

同	唐 木 和 典	同 郡同 町	印南931番地の1
同	末 松 知 樹	同 郡同 町	印南910番地の2
監 事	水 野 良二郎	同 郡同 町	印南864番地の2
同	井 澤 美智子	同 郡同 町	野谷186番地
同	畑 和 広	同 郡同 町	野谷102番地の6

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 澤 元 博	加古郡稲美町印南809番地の1
同	藤 田 親 一	同 郡同 町印南935番地
同	井 澤 潤次朗	同 郡同 町印南829番地
同	沼 田 貞 夫	同 郡同 町印南929番地の11
同	丸 尾 博 美	同 郡同 町印南929番地の4
監 事	沼 田 輝 良	同 郡同 町印南939番地の7
同	藤 田 秀 雄	同 郡同 町印南217番地
同	沼 田 智 詔	同 郡同 町印南846番地の10



兵庫県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

朝来土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 口 寛	朝来市桑市398番地
同	村 田 公 夫	同 市羽淵170番地
同	清 原 敬 二	同 市岩津1276番地1
同	木 村 繁	同 市岩津169番地1
同	梶 本 誠	同 市田路570番地1
同	關 剛	同 市田路886番地2
同	今 村 智 弘	同 市佐囊183番地
同	山 田 榮	同 市佐囊733番地
同	荒 川 弘 晴	同 市山口121番地
同	松 本 正 男	同 市立野553番地
同	羽 淵 富 夫	同 市新井476番地
同	伊 藤 幸 一	同 市多々良木263番地3
同	木 原 秀 明	同 市立脇427番地
同	太 田 敏 夫	同 市石田1021番地
同	中 島 市 藏	同 市伊由市場91番地
同	黒 川 全 宏	同 市澤574番地4
同	秋 山 拓 生	同 市山内621番地
同	森 本 隆 司	同 市和田山町和田山272番地1
同	池 本 晃 市	同 市立脇664番地9
監 事	嵯峨山 博	同 市岩津1221番地
同	長谷波 茂 男	同 市八代51番地2
同	中 島 修	同 市物部1348番地2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	村 田 公 夫	朝来市羽淵170番地

同	中 島 修	同	市物部1348番地2
同	清 原 敬 二	同	市岩津1276番地1
同	木 村 繁	同	市岩津169番地1
同	藤 原 俊 幸	同	市田路352番地
同	西 垣 春 男	同	市田路824番地
同	長谷波 茂 男	同	市八代51番地2
同	糸 谷 進	同	市佐囊753番地
同	和 田 利太郎	同	市山口119番地
同	椿 野 一 司	同	市立野543番地
同	羽 渕 富 夫	同	市新井476番地
同	三 浦 雅 幸	同	市立脇68番地
同	羽 田 泰 久	同	市桑市255番地
同	小 谷 勉	同	市石田665番地
同	田 中 繁 巳	同	市石田261番地1
同	尾 崎 八 郎	同	市澤567番地
同	石 田 隆 徳	同	市山内1番地2
同	南 光 康 彦	同	市和田山町安井820番地15
同	池 本 晃 市	同	市立脇664番地9
監 事	嵯峨山 博	同	市岩津1221番地
同	山 田 博	同	市佐囊461番地
同	伊 藤 泰 二	同	市多々良木1435番地2



兵庫県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

山東町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	若 松 俊 彦	朝来市山東町大月1507番地
同	奥 藤 康 正	同 市山東町大垣443番地
同	西 垣 廣 久	同 市山東町大内106番地
同	衣 卷 英 雄	同 市山東町柴719番地1
同	村 上 彰	同 市山東町粟鹿78番地2
同	松 岡 厚 司	同 市山東町楽音寺509番地
同	山 本 利 近	同 市山東町溝黒513番地
同	西 村 繁	同 市山東町越田349番地
同	衣 川 紀 男	同 市山東町森188番地
監 事	細 見 守	同 市山東町溝黒278番地2
同	藤 原 壽 雄	同 市山東町粟鹿1246番地1
同	足 立 豊	同 市山東町末歳844番地1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	太 田 悦 夫	朝来市山東町柿坪393番地
同	奥 藤 康 正	同 市山東町大垣443番地
同	夜 久 悦 夫	同 市山東町大内517番地
同	西 垣 英 仁	同 市山東町粟鹿1869番地
同	山 本 平 夫	同 市山東町一品549番地4

同	松原 慎吾	同	市山東町和賀887番地
同	村田 博昭	同	市山東町大月1825番地
同	松岡 厚司	同	市山東町楽音寺509番地
同	木下 雅樹	同	市山東町溝黒171番地
同	松本 繁夫	同	市山東町与布土240番地
監事	中尾 盛雄	同	市山東町粟鹿1241番地
同	細見 守	同	市山東町溝黒278番地2
同	古屋 渉	同	市山東町塩田411番地



兵庫県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤 元彦

下新庄土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	田 淵 精 一	丹波市氷上町下新庄997番地1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松本 喜美代	丹波市氷上町下新庄421番地



兵庫県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤 元彦

土地改良区の名称	認可年月日
山下土地改良区	令和7年7月4日



兵庫県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤 元彦

山下土地改良区

氏名	住所
永谷 和弘	姫路市林田町山田317番地
堂 安 卓男	同 市林田町山田769番地
金 尾 利 幸	同 市林田町中山下21番地1
加 納 一 郎	同 市林田町中山下63番地



兵庫県告示第691号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字本谷奥897の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第692号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町海上字口西山1478の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第693号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町多子字登尾1061、1062
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第694号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和7年7月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町境字十郎谷21
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第695号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和7年7月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町細田字柿ノ谷103、104、109、111、112
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第696号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和7年7月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町越坂字蛇隈551、569、579、588、589、字倉山678

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第697号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町井土字向山1690、1692、1693、字数メキ1705から1707まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第698号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町竹田字向山660、661、668、669、705、705の1、706

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第699号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町千谷字西山1121、1144の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第700号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町春来字横尾578の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第701号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
丹波篠山市川阪字水谷47の15

使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	11～12月に水量10%アップ		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4～11	4～11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,500	1,800
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,100	1,300
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	750	900
	窒素含有量 (単位 mg/L)	44	66
	りん 含有量 (単位 mg/L)	11	24
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	80	100	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年7月29日から同年8月19日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡稲美町経済環境部生活環境課



兵庫県告示第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和7年近畿地方整備局告示第80号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.3.240号中筋伊丹線、3.5.858号中筋山本線及び3.6.91号宝塚長尾線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県宝塚市中筋三丁目、中筋六丁目、中筋七丁目及び長尾町地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第706号

平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

平野(3)Ⅱ(118000097)の項中別図82を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第707号

平成31年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

平野(3)Ⅱ(118000097)の項中別図22を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第708号

平成29年兵庫県告示第192号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

棚釜(1)Ⅰ(131020050)の項中別図22を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第709号

平成28年兵庫県告示第256号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

飯野(2)①Ⅰ(141020023)の項中別図1を次の図面のとおり改める。

飯野(3)Ⅰ(141020056)の項中別図2を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第710号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第543号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高次Ⅰ (120000130)	三田市高次二丁目（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

兵庫県告示第711号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第97号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三宅川右支 I (225010004)	南あわじ市山添（別図29のとおり）	土石流	別図29のとおり

兵庫県告示第712号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
藍本	三田市		藍本	切田 雲法 中山 北山	2621番3の一部、2623番10 2627番、2627番1、2627番3、2627番8、2627番13、2627番14、2633番1、2637番6、2637番10、2637番14、 3923番1の一部、3923番16の一部 3932番1の一部、3932番2から3932番13まで、3933番から3935番までの各一部、3939番の一部、3940番1、3940番8から3940番11まで、3940番13から3940番15まで、3940番19、3940番20、3947番1

兵庫県告示第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
令和4年兵庫県告示第301号 阪神間都市計画学校事業
3048号 瓦木中学校
- 3 事業施行期間
変更前 令和4年3月11日から令和9年3月31日まで

変更後 令和4年3月11日から令和10年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第714号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画公園事業
2.2.3072号六湛寺公園
- 3 事業施行期間
令和7年7月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
西宮市六湛寺町 地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第715号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。
令和7年7月29日

兵庫県阪神北県民局長 小野山 正

- 1 重要調整池の所在地
宝塚市雲雀丘三丁目173番99号
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
宝塚市	宝塚市東洋町1番3号	宝塚市長 森 臨太郎

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン南淡路ショッピングセンター
 所在地 南あわじ市賀集八幡北字東内378番地1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 古澤康之
- 3 変更事項
 駐車場の収容台数
 (1) 変更前 766台
 (2) 変更後 264台
- 4 変更年月日
 令和8年3月12日
- 5 届出年月日
 令和7年7月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 (2) 縦覧期間
 令和7年7月29日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 令和7年12月1日
 (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 たつの市誉田町福田字舎利田6番2、19番1、19番3の一部、6番2地先里道、19番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市北条口四丁目37番地ミストラル北条口Ⅱ802号
 株式会社MISTRAL 代表取締役 松本祐司
- 3 許可年月日及び許可番号
 令和6年6月25日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-6号（6たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 赤穂市板屋町318番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市東延末一丁目155番地
 株式会社あさひ土地 代表取締役 中 口 陽 介
- 3 許可年月日及び許可番号
 令和6年12月23日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-25号（6赤穂）

企 業 庁 公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地の売払いについて、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年7月29日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 梶 本 修 子

- 1 入札に付する県有地
 売払物件

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積
A	芦屋市陽光町7番1の一部	宅 地	526㎡（概測数量）
B	芦屋市陽光町7番1の一部	宅 地	292㎡（概測数量）

- 2 入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、次に該当しない者とする。

※ 県が実施する一般競争入札に参加しようとする者は、県の入札参加資格者名簿（本件入札については物品関係入札参加者名簿）に登録されていることが必要である。

【入札参加資格のない者】

- (1) 募集の趣旨に反する土地開発を行おうとする者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県等の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 申込書の提出期限日及び入札日において、県等の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 契約を締結する能力を有しない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 国税及び地方税について、未納の税額がある者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条の各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 対象物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

- 3 契約条項等を示す期間及び場所

- (1) 閲覧期間
 令和7年8月1日（金）から同年8月14日（木）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）
 毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所
 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁企業誘致課分譲企画班
電話番号 (078)341-7711 (内線75903)

4 実施要項及び申込書類の配布

- (1) 配布期間
上記3(1)と同じ。
- (2) 配布方法
3(2)の場所での配布に加え、県ホームページに掲示する。

5 申込受付期間及び申込先

- (1) 受付期間
上記3(1)と同じ。
- (2) 申込先
上記3(2)と同じ。

6 入札日時及び場所

- (1) A区画
日時 令和7年9月17日(水)午前10時
場所 1号館1階入札室
- (2) B区画
日時 令和7年9月17日(水)午後2時
場所 1号館1階入札室

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額を納付すること。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振出し又は支払保証した小切手(保証小切手)により納付すること。

8 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参することにより行うこと。
- (2) 所定の額の入札保証金が入札当日の受付時に納付されていること。
- (3) 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者であること。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者の入札
- (2) 入札書を所定の日時まで提出しなかった入札
- (3) 代表者又はその代理人が同一物件について2通以上行った入札又はこれらの者が更に他の者を代理して行った入札
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (5) 入札保証金が納付されていない入札又は入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- (6) 入札書に入札金額、¥マーク、物件番号、入札年月日、代表者の住所、氏名(法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名)及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されている入札
- (8) (1)～(7)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

10 入札についての照会先

兵庫県企業庁企業誘致課分譲企画班
電話番号 (078)341-7711 (内線75903)

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年7月29日

兵庫県収用委員会
会長 中川 丈久

- 1 起業者の名称
芦屋市
- 2 事業の種類
阪神間都市計画事業（芦屋国際文化住宅都市建設事業）
JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
令和7年7月14日

(別紙)

所在地	裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
	地番	地目		公簿地積	実測地積	収用に係る面積	使用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		公簿	現況									
芦屋市業平町6番2	宅地	宅地	m ² 303.17	m ² 306.46	m ² 306.46	m ² 306.46	m ² —	田中 肇	芦屋市業平町1番8号 ただし、土地登記記録上の住所 神戸市東灘区本山南町八丁目 5番6-1012号	なし	—	—

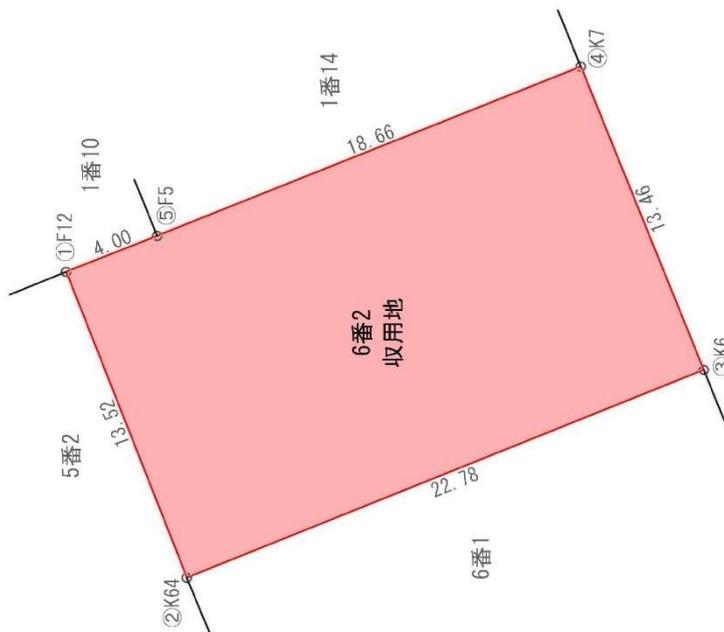
(注) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

実測平面図

地番	6番2
土地の所在	芦屋市業平町

求積表

地番	芦屋市業平町6番2		辺長	
測点	X	Y		
①F12	-140080.280	89167.227	13.52	
②K64	-140085.214	89154.634	22.78	
③K6	-140106.334	89163.191	13.46	
④K7	-140101.309	89175.678	18.66	
⑤F5	-140084.000	89168.707	4.00	
借面積	612.924996			
合計	306.4624980			
地積	306.46			m ²



(平成29年10月31日測量)
世界測地系 V系 (測量成果2011)

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年7月29日

契約担当者

兵庫県立西脇工業高等学校長 波部 新

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立西脇工業高等学校 特別教室空調設備リース 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

賃貸借期間 令和8年2月1日(日)から令和21年1月31日(月)まで

※令和8年1月31日(土)までに設置のこと

※賃貸借期間満了後、無償譲渡

(4) 設置場所

県立西脇工業高等学校

西脇市野村町1790

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間(156箇月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県納入局物品管理課 電話(078)341-7711 内線75787

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、県立西脇工業高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方式により行う。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒677-0054 西脇市野村町1790

県立西脇工業高等学校

電話0795-22-5506 FAX0795-22-5507

ホームページ <https://www.hyogo-c.ed.jp/~nishiwaki-ths>

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年7月29日（火）から同年8月8日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

※ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、上記期間に必着のこと。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年9月2日（火）午後2時

場所 県立西脇工業高等学校会議室（西脇市野村町1790）

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に貸借期間156箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年8月29日（金）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参することにより行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (2) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話 (078) 341-7711 内線75787

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、県立赤穂高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方式により行う。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒678-0225 赤穂市海浜町139番地

県立赤穂高等学校 担当 大西

電話 0791-43-2151 F A X 0791-43-2153

ホームページ <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/ako-hs/NC3/schooloffice/bidding>

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年7月29日（火）から同年8月8日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

※ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、上記期間に必着のこと。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年9月2日（火）午後2時

場所 県立赤穂高等学校同窓会館1階会議室（赤穂市海浜町139番地）

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に貸借期間156箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年8月29日（金）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年7月29日

契約担当者

兵庫県立山崎高等学校長 塚本 師 仁

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立山崎高等学校 特別教室空調設備リース 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

賃貸借期間 令和8年2月1日（日）から令和21年1月31日（月）まで

※令和8年1月31日（土）までに設置のこと

※賃貸借期間満了後、無償譲渡

(4) 設置場所

県立山崎高等学校

宍粟市山崎町加生340

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間(156箇月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局物品管理課 電話(078)341-7711 内線75787

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、県立山崎高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方式により行う。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒671-2570 宍粟市山崎町加生340

県立山崎高等学校 担当 東道・船引

電話 0790-62-1730 F A X 0790-62-5849

ホームページ <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/yamasaki-hs/NC3/>

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年7月29日（火）から同年8月8日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

※ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、上記期間に必着のこと。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年9月9日（火）午後2時

場所 県立山崎高等学校会議室（宍粟市山崎町加生340）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に貸借期間156箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年9月5日（金）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参することにより行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行った者を落札者とする。

(8) 電子契約の可否

本件は、電子契約手続の対象外とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the head of the procuring entity:

Norihito Tsukamoto, Principal of Yamasaki high school in Hyogo

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

A lease agreement for Yamasaki high school in Hyogo air-conditioning equipment

(3) Contract period:

From February 1, 2026 to January 31, 2039

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 8, 2025

(5) Date and time of tender:

14:00 September 9, 2025 by direct delivery

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms. Toudou, or Ms. Hunabiki, Yamasaki high school in Hyogo

340 Kasho, Yamasaki-cho, Shiso, Hyogo 671-2570

TEL (0790)62-1730

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年7月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小西康弘

1 落札に係る物品件名及び数量

特種用途自動車（小型警ら車4WD）16台

2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

令和7年7月14日

4 落札者の名称及び住所

株式会社スズキ自販兵庫 神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の1

5 落札金額

44,950,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和7年6月3日

正 誤

○令和5年3月31日付け（兵庫県公報第10号外）

兵庫県病院局管理規程第3号（病院局組織規程等の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
16	下から1	第21項	第23項



○令和7年3月28日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県病院局管理規程第4号（病院局組織規程等の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
17	下から2	及び第9項	から第10項まで
17	下から1	附則第10項から第19項までを2項ずつ繰り上げる。	附則第11項から第21項までを3項ずつ繰り上げる。